

株主各位

第 32 期定時株主総会招集のご通知に際しての  
インターネット開示情報

連 結 注 記 表

(自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日)

株式会社 CAICA



「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

株式会社C A I C Aテクノロジーズ

SJ Asia Pacific Limited

eフロント証券株式会社

EWARRANT INTERNATIONAL LTD.

EWARRANT FUND LTD.

EWM (HONG KONG) LIMITED

株式会社クシム(2020年5月1日付でアイスタディ株式会社より商号変更)の株式を全部売却したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。これに伴い、同社の連結子会社でありました株式会社クシムソフト(2020年10月1日付で株式会社エイム・ソフトより商号変更)、株式会社クシムインサイト(2020年6月1日付で株式会社C C C Tより商号変更)、株式会社クシムテクノロジーズ(2020年5月1日付で株式会社東京テックより商号変更)を連結の範囲から除外しております。

なお、株式会社ネクストエッジは2020年3月31日付で株式会社エイム・ソフトを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社数 2社

株式会社ネクス、株式会社フィスコデジタルアセットグループ

株式会社フィスコデジタルアセットグループは2020年11月1日より株式会社Zaif Holdingsに商号を変更しております。

##### (2) 持分法を適用しない関連会社数 2社

ENPIX Corporation、株式会社レジストアート

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外連結子会社1社の決算日は3月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

商品

主として個別法による原価法

製品

移動平均法による原価法

仕掛品

主として個別法による原価法

###### ハ. 暗号資産

活発な市場があるもの

時価法(売却原価は移動平均法により算定しております)

活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

海外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の契約

工事完成基準

(4) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその投資効果の発現する期間にわたって、均等償却しております。

ただし、金額が僅少なものは、発生時に一括償却しております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 99,956千円

2. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

3. 当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高720,000千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定額以上であることを約する財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末において、借入金720,000千円について財務制限条項に抵触することになりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する協議をしております。また当社グループは、当連結会計年度末現在十分な返済原資を有しており、当該事象が当社グループの財政状態に影響を及ぼすことはありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数	普通株式	635,070,646株
当連結会計年度末日における自己株式の数	普通株式	193,010株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項（予定）

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 700,000株

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しておりますが、長期にわたる投資資金は借入、増資及び社債の発行にて調達する方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する方針であり、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。預け金には有価証券が含まれており、売却時と現在の評価額とは差が発生しますので、時には現在の評価額を下回るリスクがあります。投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対して短期貸付及び長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。カバード・ワラント負債は、原資産価格の変動の影響を受けるので、時にはヘッジ取引を行なっても、損失を蒙ることがあります。長期借入金は、主に長期的な投資資金に係る資金調達であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、長期貸付金について、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。

###### ②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また金融商品取引事業においては、市場リスクは保有する有価証券・派生商品（デリバティブ）等や外貨預金等の外貨建て資産・負債等に、株価、金利その他価格変動要因及び外国為替相場など市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険とその他の理由によって発生し得る損失の危険をあらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで、トレーディング部で管理しております。なお、当該限度額は投資・リスク管理委員会において決定し、リスク管理室でモニタリングしております。

###### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性の管理を行っております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,960,433	4,960,433	—
(2) 受取手形及び売掛金	685,546	685,546	—
(3) 未収入金	155,219	155,219	—
(4) 預け金	113,917	113,917	—
(5) 投資有価証券	1,688,009	1,671,482	△16,526
(6) 長期貸付金	204,529		
貸倒引当金(※)	204,459		
	70	70	—
資産計	7,603,196	7,586,670	△16,526
(1) 支払手形及び買掛金	195,967	195,967	—
(2) カバード・ワラント負債	24,418	24,418	—

(3) 社債	490,000	483,258	△6,741
(4) 長期借入金	720,000	691,776	△28,223
負債計	1,430,386	1,395,421	△34,964

(※) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(3) 未収入金、(4) 預け金  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金  
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (5) 投資有価証券  
投資有価証券のうち、短期間で決済される債券については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、また長期で決済される債券については、元利金の合計額を当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。市場価格のある投資有価証券については、取引所の価格によっております。
- (6) 長期貸付金  
当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期貸付金のうち、1年内回収予定の長期貸付金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) カバード・ワラント負債  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債  
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております1年内償還予定の社債は、当該項目に含めて記載しております。
- (4) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております1年内返済予定の長期借入金は、当該項目に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,157,170

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 14円55銭
- (2) 1株当たり当期純損失 1円37銭

(企業結合・事業分離に関する注記)

1. 取引の概要

当社は、2019年12月25日開催の取締役会の決議に基づき、2020年3月1日付でシステム開発事業等を当社の100%子会社に承継させる会社分割を実施し、持株会社体制へ移行すると共に、商号を株式会社CAICAへと変更致しました。

(1) 分割当時会社の名称及びその事業の内容

項目	分割会社	吸収分割承継会社
	2020年3月1日付けで商号変更	2020年3月1日付けで商号変更
①名称	株式会社CAICA	株式会社CAICAテクノロジーズ
②所在地	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	東京都目黒区大橋一丁目5番1号

③代表者	代表取締役社長 鈴木伸	代表取締役社長 鈴木伸
④事業内容	グループの管理・運営、システム開発事業等、仮想通貨の投融資・運用等持株会社としてのグループ企業の経営管理全般	システム開発事業等
⑤資本金	1,000百万円	15百万円
⑥設立年月日	1989年7月14日	2019年10月7日
⑦発行済株式数	360,858,455株	600株
⑧決算期	10月	10月
⑨大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 14.8% 株式会社ネクスグループ 4.0% 楽天証券株式会社 2.2% 株式会社S R A 1.4% 株式会社S R Aホールディングス 1.4% 株式会社S B I証券 1.3% BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ 0.7% マネックス証券株式会社 0.6% 野村信託銀行株式会社(投信口) 0.6% GMOクリック証券株式会社0.6%	当社(100%)

(2) 会社分割の効力発生日

2020年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、吸収分割承継会社を承継会社とする分社型吸収分割です。

(4) 会社分割の目的

当社は持株会社制へ移行することにより、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、グループ経営体制を強化することを目的としております。持株会社体制への移行後、当社は持株会社として当社グループ全体のマネジメントに特化し、事業の拡大に向けた経営戦略の立案、経営資源の最適な配分および効率的な活用による企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号)」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について第32期定時株主総会に付議する事にいたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少しその全額を繰越利益剰余金に、また、資本金及び資本準備金の額を減少しその全額をその他資本剰余金に、それぞれ振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたします。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではありません。また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更はございません。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

(1) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額3,193,697,528円のうち、3,143,697,528円を減少し、50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,472,113,013円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 利益準備金の額の減少の内容

① 減少する利益準備金の額

利益準備金の額12,400,000円を全額減少し、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、欠損金の補填のため、繰越利益剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)及び(2)並びに(3)の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち、492,347,790円を減少して、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充ちたいします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 492,347,790円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 492,347,790円

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年12月23日

(2) 株主総会決議日 2021年1月28日

(3) 効力発生日 2021年3月1日

(株式併合)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決議しました。

1. 株式併合について

(1) 併合の目的

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社株式の投資単位は現時点で5万円を下回るものの、望ましい水準により近づけるため、10株を1株に株式併合することにより、当社は当社株式の投資単位を当社の規模に見合った適切な水準に調整することを目的としております。

今後当社は、当社株式の投資単位を東京証券取引所が明示する望ましい投資単位に近づけるようにするため、営業利益の黒字転換化及び営業利益率を高水準に引き上げることで業績の改善、企業価値向上を図ってまいります。

なお、この度の株式併合後は当面更なる株式併合を行う予定はございません。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合 2021年5月1日をもって、2021年4月30日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2020年10月31日現在）	635,070,646株
株式併合により減少する株式数	571,563,582株
株式併合後の発行済株式総数	63,507,064株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（2020年10月31日現在）	830,556,000株
株式併合後の発行可能株式総数（注）	250,000,000株

(注) 会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

(3) 併合により減少する株主数

2020年10月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	45,178名 (100.00%)	634,877,636株 (100.00%)
10株未満所有株主	323名 (0.71%)	965株 (0.00%)
10株以上1,000株未満株主	18,177名 (40.23%)	5,463,880株 (0.86%)
1,000株以上所有株主	26,678名 (59.05%)	629,412,791株 (99.14%)

※1 自己株式193,010株、1名は控除しております。

※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様323名は株主の地位を失うこととなります。

※3 保有株式10株以上1,000株未満の株主様18,177名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び定款第8条の規定に基づき、株主様がご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(6) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額について、2021年5月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第6回新株予約権（ストック・オプション） 2019年9月25日 取締役会決議（当社取締役及び従業員）	28円	280円

(7) 主要日程

2020年12月23日	取締役会決議
2021年1月28日（予定）	本株主総会決議
2021年4月9日（予定）	株式併合公告
2021年5月1日（予定）	株式併合の効力発生日

(8) その他

当社の単元株式数は100株となります。

(新株予約権の付与)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて承認を求めるものであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし使用人分給とは含まない。）とする旨のご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、2021年1月28日開催予定の当社第32期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。